

住居の用に供するための施設を必要としない第二種社会
福祉事業開始届

令和〇年〇月〇日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

届出は設置者が行う。
公設公営及び公設民営の場合は市町村長。
民設民営の場合は、当該事業所設置者。この場
合、市町村長から知事への進達等を付すこと。

住 所 〇〇市〇〇〇〇〇〇〇〇
氏 名 〇〇市長 〇〇〇〇

(法人にあつては、名称、主たる事
務所の所在地及び代表者の氏名)

住居の用に供するための施設を必要としない第二種社会福祉事業を開始したので、社
会福祉法第69条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

1 経営者の名称

社会福祉法人〇〇会
(拠点の名称：〇〇〇〇〇)

運営者の名称を記載。
括弧内に拠点の名称を記載。

2 主たる事務所の所在地

〇〇市〇〇〇〇〇〇〇〇

運営者の所在地を記載。

3 事業の種類及び内容

地域子育て支援拠点事業

乳幼児及び保護者が相互に交流する場所を開設し、子育
てについての相談、情報提供、助言等の援助を行う

添付書類

- 1 定款その他の基本約款
- 2 収支予算書

別紙

事業開始年月日	令和〇年〇月〇日
実施形態	一般型
面積	拠点の面積 100 m ² (平面図を添付)
設備	授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具
開設日時	週5日開設 (月～金) 1日5時間以上開設 (9:30～15:30)
職員※	職員数3名 (常勤3名、非常勤0名)

※職員については、「子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育てに関する知識と経験を有するもの」について記載すること。